

射水市民病院感染対策指針

【基本方針】

1. 射水市民病院（以下「病院」という。）は、患者及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考えを定める。

【取組み】

2. 病院における院内感染の防止に留意し、感染等の発生には、その原因の特定、制圧、終息を図る。また、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に従った医療を患者に提供できるよう取り組む。

【組織】

3. 感染対策に関する業務を行うため、感染防止対策部門として感染防止対策室を設置する。感染対策に関する事項について審議するため、院内感染対策委員会を設置する。院内感染対策委員会は、感染制御の専門家を委員長とし、各科からの構成員で組織され、毎月1回の定期会議を開催し予防と推進に努めている。また、緊急時には、臨時に同会議を召集する。

【職員研修等】

4. 病院職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修会を行う。

【報告】

5. 院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況等について感染ニュース等に掲載し、病院職員に周知を図る。

【感染症の対応】

6. 感染症患者が発生した場合は、次の対応を行う。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規程されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてを言う。

（1）通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医又は、看護師長から感染対策委員長、院長に報告する。

（2）緊急時の対応

重大な感染症患者が発生した場合は、担当医又は、看護師長から感染対策委員長、院長に報告し、対策を講じる。

【閲覧】

7. この指針は、感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページ等に掲載し、積極的な閲覧の推進に努める。

【推進と徹底】

8. 院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、病院職員への周知徹底を図る。また、このマニュアルについては、定期的に見直しを行うことができる。

【その他】

9. 委員会は、他の委員会と連携し、院内感染対策に努める。

平成 26 年 11 月 1 日改訂
令和 4 年 4 月 1 日一部改訂